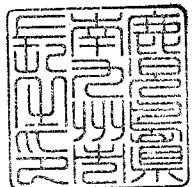


南九 庁 第320号
令和3年5月20日

南九州市新庁舎建設検討委員会 委員長 殿

南九州市長 塗木 弘幸



南九州市新庁舎建設検討委員会設置条例の規定による諮問について

南九州市新庁舎建設検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諒問事項

- (1) 新庁舎の建設の基本構想及び基本計画に係る事項について
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項について

2 諒問理由

本市の庁舎建設については、平成24年度に開催した「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会」及び平成29年度に開催した「庁舎建設等市民検討委員会」からの提言に基づき、交付税措置のある合併推進債の発行期限再延長を前提として、令和10年度の新庁舎完成を目指しております。

しかしながら、国から合併推進債の発行期限が再延長されないことが示され、経過措置として令和4年度末までに実施設計業務に着手する必要が生じました。

このようなことから、早急に新庁舎建設にあたっての課題や備えるべき機能などの条件を整理し、新庁舎の規模や事業費などを確認しながら、新庁舎建設計画を進めていくこととしたところです。

つきましては、市の将来を見据え、地域防災拠点及びまちづくりの拠点として必要な機能を備えた新庁舎の建設に必要な基本構想・基本計画について、貴検討委員会の提言をいただきたく諮問するものであります。